

# 岐阜県公報

## 目 次

### 公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

(生活環境課)

ページ  
一

号 外 (三) 平 成 二 十 四 年 四 月 一 日

### 公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会  
会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第四号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安  
委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員  
会が指定する医師の指定に関する規則(平成二十一年岐阜県公安委員会規則第九号)の  
一部を次のように改正する。

第一条の表中

介護保険法(平成九年法律第百  
二十三号)第八条第十六項に規  
定する認知症である者

介護保険法(平成九年法律  
二十三号)第五条の二に規  
定する認知症である者

第百

に、

介護保険法第八条第十六項に規  
定する認知症である者

を

介護保険法第五条の二に規定  
する認知症である者

す  
に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社